

平成27年度予算特別委員会速記録（第8号）

平成27年3月10日（火） 午後1時01分開会

場 所 第3・4委員会室

○委員長（二島豊司君） 次に、錦織委員。

○委員（錦織淳二君） 教育費では、まずは図書館の真のバリアフリー化についてお伺いします。

現在、区では、みなと、三田、麻布、赤坂、高輪、高輪分室、港南の7つの図書館があるわけですが、いずれも健常者の利用が多く、館内での読書と貸し出しという、ごく一般的な図書館の機能が中心になっています。病気や、体が不自由で図書館に行けない方、また、目が不自由で本が読めない方や日本語が話せても字が読めない外国人の方など、区内にはさまざまな方がいらっしやいます。一般質問で、真のバリアフリーについて質問させていただきましたが、港区には81カ国の大使館があり、かつ住民の約1割が外国人で、外資系企業のヘッドオフィスも多く、海外からの玄関口になっています。しかし、図書館1つをとって見ても、外国語書籍の在書数が23区内でナンバーワンというだけで、利用対象者の多くが日本人の健常者に限られているという実態になっています。区は、区立図書館の真のバリアフリー化についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いします。

○図書・文化財課長（前田憲一君） 図書館への来館が困難な方へは、図書の宅配サービスを実施しております。高齢者、障害者の方で視力が低下し本の字が読みづらい方へは、音訳図書の貸し出しや、館内での対面朗読サービス、拡大読書器の提供を行っております。また、外国人をはじめとする高齢者・障害者など、どなたでも利用しやすい環境整備に向けて、わかりやすい館内表示を行うように心がけております。これらの取り組みは、港区立図書館サービス推進計画においてもそれぞれ事業として計上し、施設のバリアフリー化や利用者が求める資料の充実も含め、利用者の誰もが必要な情報を得ることができる図書館を目指し取り組んでまいります。

○委員（錦織淳二君） ぜひ、年齢、国籍、障害に関係なく、安心して快適に利用できる図書館を目指して取り組んでいただきたいと思います。図書館のバリアフリー化の1つとして、今後、電子図書館化を推し進めていく必要があるのではないのでしょうか。今日の情報社会においては、紙媒体から確実に情報ツールに流れており、小・中学校においても、書籍としての辞書ではなく電子辞書で勉強し、電子黒板やタブレットPCを使って授業を行うなど、区もいち早く情報機器を取り入れた教育を率先しています。

公立図書館として日本で初めて電子書籍の貸し出しを始めたのは千代田区立図書館で、2007年

の開始以来、紙で所蔵していない本を中心に電子書籍を増やし、現在は約7,300タイトルを提供し、鳥や昆虫を3Dで立体的に見られる図鑑や、音声流れる語学書など、電子書籍ならではの機能を備えた本をそろえています。昨年7月からは、本の一部がアニメのように動いたり、朗読が流れたりするアニメーションブック（電子絵本）を読む専用タブレット端末を区内の一部の図書館で貸し出しています。ただ、利用が伸び悩んでおり、講習会を開くなど活用法を提案していますが、1カ月の貸し出し冊数は約600冊と横ばいの状態が続いているようで、その理由として、同館の広報は、多忙や体調を理由に来館できない人も手軽にアクセスでき、福祉面でも電子図書館は役立っているが、残念ながら必要とする人に知れ渡っていないのが課題と話しています。区は、電子書籍の導入についてどのようにお考えでしょうか。

○図書・文化財課長（前田憲一君） 図書館への電子書籍の導入につきましては、図書館向け電子書籍、商用電子書籍と言われているものですが、その電子書籍が限られていること、さまざまな規格が混在していることなどの要因があり、個人向けに比べ大きな普及には至っていません。最近では、錦織委員ご紹介のとおり、電子書籍の特性を生かし、図書館に来館できない方への貸し出しや、文字や画像を拡大できる機能や、読み上げ機能により、これまで図書館を利用しにくかった方への対応として、電子書籍を導入する例が見受けられます。こうしたバリアフリーの視点からも、図書館での電子書籍の導入は大きな可能性があると考え、先行している図書館の実態を踏まえ、導入に向け引き続き調査・研究をまいります。

○委員（錦織淳二君） ぜひよろしく願いいたします。日本図書館協会によると、2013年4月現在で全国の公立図書館3,228館のうち、電子書籍を貸し出しているのは約30館です。まだ1%にすぎない理由は、貸し出せる電子図書がまだ少ないからということです。しかし、コンテンツ不足解消を目指す動きもあり、KADOKAWAと講談社、紀伊國屋書店が設立した、日本電子図書館サービスは、昨年10月、山梨県の山中湖情報創造館で実証実験を始め、これまで貸し出しを認めてこなかった本を増やす一方、閲覧可能回数に上限を設けるなどして、出版社側の利益にも配慮したビジネスモデルを目指し、ことし4月から全国で本格稼働予定になっています。

このように電子書籍の貸し出しには、クリアしなければならない問題を多く抱えていますが、時代は確実に電子図書館化に流れています。電子化が進めば、複数の本を横断的に検索して信頼度の高い情報を得たり、音声で文章を読み上げたりすることもでき、市民サービスの向上につながるとともに、障害者向け事業として予算をつける自治体も出てきており、さらに積極的な取り組みが期待されています。また、今後の図書館のあり方を考えた場合、館内での読書、勉強、貸し出しだけではなく、音声による本の読み上げ、映像による学習等もできるようになれば、障害を持つ子どもや外国籍の子どもたちとのバリアを取り除くことができ、日本人だけではなく、外国人の方にそれぞれの国の言葉で紙芝居や本を読んでいただくことで、子育て、介護等の相談の

場であれば、国際交流も図ることができますし、保育園、幼稚園、小・中学校、学童クラブ等との連携も強化できれば、地域全体の展覧会を開く等、地域コミュニケーションの場としての位置づけを考えていかなければならないと思います。

そのためには、点訳・音訳資料の充実、ボランティアの協力による対面朗読の充実、手話や外国語等ができる職員の配置や、来館困難者宅や施設などへの配本サービスの検討や、高齢者や外国人へのサービスの充実を図っていく必要があると思いますが、区は未来の図書館像をどのようにお考えでしょうか。

○図書・文化財課長（前田憲一君） 利用者の多様な要望や、これまで図書館を利用することが困難であった方へのサービスを充実するために、バリアフリーに効果的な電子書籍導入への検討を進めるほか、来館が困難な方への宅配サービスや出張図書館行事を引き続き充実してまいります。また、区民の皆様の中には、読書や図書館の活動に高い関心を持ち、子どもたちへの読み聞かせや対面朗読など、ボランティアで活動していただいている方が多くいらっしゃいます。さらに図書館の活動を通して地域に還元をいただいている区内の大学や企業、大使館もあります。こうした多くの方々のお力もお借りしながら、ハード面だけではなく、ソフト面からのバリアフリーに向けた図書館サービスを充実し、全ての人に生涯を通じて豊かな学びを支える図書館を目指して頑張ってまいります。

○委員（錦織淳二君） すばらしい未来の図書館像だと思います。ぜひ実現させてください。

昨今、日本でもようやく図書館とカフェテリアを一体化する傾向が出てきましたが、欧米系の図書館では、内装は柔軟性に富む機能重視ではない空間で、リビングルームのような気持ちのよい家具の調えられた空間が設置され、利用者は会話へ、インターネットサーフィンへ、カフェタイムへ、あるいはリラックスして読書へと没頭することができるようになってきているところが多いようです。未来の図書館は、インスピレーションを共有するための場であり、そこでは年齢、国籍、障害の有無に関係なく、雰囲気がよく、スタイリッシュな場で、人々が好んで時間を過ごし、誰に強制されることもなく情報検索の世界、本その他の現代のメディアの世界と出会う場にしなければならぬと思っています。

次に、不登校の子に対する図書館の位置づけについて伺います。現在、不登校の子が増えています。学校を30日以上休んだ小・中学生は、2013年度には、病気や経済的な問題を除いても約12万人に上っており、その数は20年近く10万人を超え続けています。理由は、いじめや体罰、集団生活への違和感などさまざまですが、中学生だと37人に1人と、1学級に1人いることになります。区内の小・中学校における不登校の子の実態と、その対策はどのようになっていますでしょうか。

○指導室長（渡辺裕之君） 平成25年度の港区立小学校の不登校の人数は18名で、435名に1

名の割合です。港区立中学校の不登校の人数は45名で、42名に1名の割合です。全国や東京都の割合は下回っている状況でございます。不登校対策として、東京都が配置するスクールカウンセラーとは別に、区独自のスクールカウンセラーを配置して、学校のカウンセリング機能の向上に努めております。このほか複雑な家庭環境等が要因の事案については、必要に応じて各家庭にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒とともに家庭を取り巻く環境の改善にも取り組んでおります。

また、不登校になっている児童・生徒には、適応指導つばさ教室を紹介し、個々の状況に応じた指導を通して、集団への適応を図り、学校への復帰を目指すとともに、高等学校等への進学意識が高まるよう支援を行っています。

○委員（錦織淳二君） 不登校の子の割合が全国や東京都の割合より下回っているからいいというものではありませんので、ぜひ、今後とも対策を徹底していただきたいと思います。

学校は、全国津々浦々につくられ、子どもの学ぶ権利を保障し、教育の機会均等や格差是正に大きな役割を果たしてきており、今後とも教育全体の中で中心的な役割を果たすべきですが、教育の目的が人間としての成長を促し、社会で生きていく力を伸ばすことだとするなら、学びの場は学校だけとは限らないので、別の選択肢も認めてよいのではないのでしょうか。学校現場では、30年前から不登校の子に対し担任が家庭訪問したり、カウンセラーが話を聞いたりして地道に登校を促してきており、今後ともその努力は継続するにしても、学校復帰一本やりの方針は壁に突き当たっているのではないのでしょうか。不登校の子どもたちの受け皿の1つがフリースクールで、政府もようやく学校教育の枠にとらわれずに子どもの学びたいことを大切に、講座や体験活動に取り組む学校外の学びの場を正式に認め、子どもを学校に通わせるよう親に義務づけた制度が約70年ぶりに改められる可能性が出てきました。文部科学省は、学費の支給はないにしても、例外としてフリースクールなどに通った日数を出席扱いにすることを認めています。

そこで、図書館にフリースクールとしての場を設けたらどうでしょうか。不登校の理由はさまざま、全員に適応しないかもしれませんが、保健室なら行ける子、学校図書館で一部の友達や先生とならアクセスがとれる子、公共図書館で大人にまじってなら勉強ができる子がいます。現在、杉並区をはじめ多くの自治体で、不登校の子どもたちの居場所として、図書館に適応指導教室を設けて、児童の状態にあわせて勉強したり、本を読んだり、トランプやゲームで仲間づくりをしたりして1日を過ごしています。不登校の期間が短いうちに居場所を見つけることや、専門職による指導が有効と考え、また、保護者などから、学校ではない場所に設置してほしいという意見で図書館に設置されており、杉並区立中央図書館では、2階の旧会議室を教室とし、靴を脱いでくつろげるよう、カーペット敷きに改造し、テーブルや座卓、ソファなども置いています。一人ひとりが自由に学べる「わたしの時間」、集団で活動し興味や関心を広げる「みんなの時

間」、さらに自分のスペースでのんびり過ごす「ほっとタイム」などが設けられ、施設の利用定員は20名で、小学2年生から6年生までの数名から申し込みがあり、教職員6名と相談員の総勢7名のスタッフで、平成24年7月からスタートしました。区では、図書館に適応指導教室を設ける計画はないのでしょうか。

○指導室長（渡辺裕之君） 先ほどご答弁させていただいたように、現在、旧飯倉小学校にある区の適応指導つばさ教室は、経験豊富な退職校長2名をはじめ、6名の指導員が不登校児童・生徒の指導にあたっております。うち1名は臨床心理士として教育センターから派遣し、児童・生徒の心のケアにもあたっています。今後、平成31年度に教育相談機能をあわせ持つ新教育センターに適応指導教室を移転する予定で、児童・生徒の状況にあわせ、体験学習センター等の施設を有効に利用することで、学校復帰に向けた安定した支援体制を一層構築してまいります。そのため、現在のところ図書館に適応指導教室を設置することは考えておりません。

○委員（錦織淳二君） 図書館に適応指導教室を設置する予定はないようですが、適応指導教室の場所は特定の場所を設けるのではなく、ごく一般的な場所がよいとされています。ぜひ、不登校の子と同じ目線、同じ立場に立った判断で居場所を考えてあげてください。

フリースクールの役割は、何も学校に行けない子の居場所だけではありません。元来、多様な思想や哲学を背景にした教育の場として生まれてきたもので、学校にはない特色のある教育を展開する学びの場です。そこにフリースクールの可能性があります。欧米では、家で学ぶ動きが広がり、デンマークでは人々が独自に学校をつくることもできます。日本でも親が家庭で学習を支えるホームエデュケーションや、子どもの表現を重んじるフレネ教育、自主性を尊重するサドベリー教育などがあり、芸術の要素を取り入れたシュタイナー教育の学校や、フリースクールから生まれた中学校が構造改革特区の制度で認められています。また、グローバル化の中、インターナショナルスクールや外国人学校も増えています。今回の文部科学省の検討で、これらの学校の間を正式に認め、支援の対象に含めるかどうか注目しなければなりません。日本は既に右肩下がり時代に入っており、先の見えない時代に一人ひとりが自分なりの答えを探さなければならぬ教育が必要になってきています。だからこそ、少数派の教育が存在することで現在の主流派の教育が問い直され、別の学びの場があってこそ、社会が一色に染まるのを防いで、変化に対応できる国づくりができるのではないのでしょうか。

区では、フリースクールの役割及び展開をどのようにお考えでしょうか。

○指導室長（渡辺裕之君） フリースクールは、学校に通えない児童・生徒の受け皿として、学校に復帰することを前提とした補習、補完する教育としての役割を期待されています。区立の小・中学校に在籍している児童・生徒がフリースクールに通うことで出席扱いとするかは、学校長がその学校の教育課程に準じた教育活動がそのフリースクールで行われているかという視点で

判断することになります。フリースクールによっては、学習指導要領に準じない教育活動が行われているケースも報告されており、教育内容が不透明だという課題もあります。国は、小学校及び中学校における不登校の児童・生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置づけについて、就学義務や公費負担のあり方を含め、有識者会議を開いて検討するとしています。区としては、国の検討結果を踏まえ、教育を受ける権利を保障するという観点から、フリースクールで学ぶ子どもたちの社会的自立のための支援について研究してまいります。

○委員（錦織淳二君） ぜひフリースクールをはじめ新しい時代に合った教育の場をご検討ください。

川崎区の高津川河川敷で中学1年生の上村遼太君13歳の他殺体が見つかった事件で、不登校の問題が大きく取り上げられています。彼は冬休みに入るまでは通学しており、問題行動もなかったが、他校生徒と交友を深め始めた、ことし1月の冬休み明けから登校しなくなったということです。このような不登校状態にあることは中学校側は当然把握していたはずであり、学校側の対応や少年への働きかけによっては今回の事件は防ぐことができたのではないかと思います。被害者生徒は島根県から川崎市に引っ越してきた転校生のため、周辺の環境が急激に変化したことと、中学校への進学ということで中1ギャップの状態にあり、被害者生徒が新たな環境、新たな人間関係の中で非常に不安定な状況であったことが想定されます。今回の事件の学校の対応としては、1月から担任は自宅や母親の携帯電話に計34回、家庭訪問を5回行っており、報道によると、遺体発見の4日前に本人と1回だけ連絡がとれ、学校に来るように促したそうです。しかし、担任1人では、どうにもならなかったのではないのでしょうか。事件を防ぐために、担任だけではなく、学年教員や学校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内で連携して対応していく必要がありました。

また、学校現場だけではなく、地域社会、教育委員会など、地域ぐるみでの協力体制がこのような事件を防ぐのに大きな効果を発揮すると思います。いずれにしても、一番大きな問題は不登校に尽きると思います。中学校の校長は、「欠席が続いたときにもっと手だてがなかったか反省していく点はある」と言っています。今回の事件は、不登校の中からのSOSを大人のアンテナは捉えてやれなかったということではないのでしょうか。今後、この不登校の生徒たちの不幸な事件を防ぐためにも、まずは彼らの居場所をつくってあげることが大事だと思います。ぜひ、その1つとして、新しい図書館のあり方や、フリースクールで学ぶ子どもたちの社会的自立のための支援について研究していただくことを願って、質問を終わります。

○委員長（二島豊司君） 錦織委員の発言は終わりました。